

3 高文館第 91 号

高知県公文書管理委員会 様

高知県公文書等の管理に関する条例(令和元年高知県条例第1号。以下「条例」という。)第32条第2号の規定により、保存期間が満了した施行日前公文書を公文書館に移管、又は廃棄するに当たり、下記のとおり諮問します。

令和3年7月12日

高知県立公文書館長森下信共造の書

記

1 保存期間が満了した施行日前公文書の公文書館への移管、又は廃棄に関する事項 条例附則第6項の規定により知事に協議のあった保存期間が満了した施行日前 公文書の移管、又は廃棄については、別添の内容のとおりです。